



平成21年2月2日

各 位

会社名 株式会社 池田銀行
代表者名 取締役頭取 服部盛隆
(コード番号 8375 東証・大証第1部)
問合せ先 企画部長 南地伸昭
(TEL 072-751-3526)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の当行取締役会において、平成21年3月16日を開催予定日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます、本臨時株主総会と併せて「本株主総会等」といいます。）を招集すること、並びに本日付プレスリリース「第三者割当による新株式（第二種優先株式）の発行及びその他資本剰余金の増加（株式発行と同時の資本準備金の額の減少）に関するお知らせ」において公表いたしました第二種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）の発行にあたって必要となる定款の一部変更を、本株主総会等に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本株主総会等について

- (1) 開催予定日 平成21年3月16日（予定）
(2) 付議議案等

当行は、下記Ⅱ記載のとおり、本臨時株主総会において、①株券電子化の施行に対応した定款の一部変更を行うこと、及び②本優先株式の発行にあたって必要となる定款の一部変更を行うことを付議し、本種類株主総会において、上記②の議案を付議する予定です。

Ⅱ. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

当行は、下記を目的として、本臨時株主総会に定款変更案1及び定款変更案2を、本種類株主総会に定款変更案2を付議するものであります。

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(1) 定款変更案1について

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日(以下「施行日」といいます。)に施行されたこと、及び同日をもって「株券の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更案2について

本優先株式を第三者割当により発行するために、本優先株式に関する規定の新設、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日 平成21年3月16日(予定)

以 上

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【定款変更案1】

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案1	変更の理由
<p align="center">第2章 株式</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第8条 当銀行は、全部の種類株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 第9条 当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について、100株とする。</p> <p><u>2. 当銀行は、第8条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第10条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p align="center">第2章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、全部の種類株式について、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>「決済合理化法」の規定に基づき、施行日をもって廃止されたものとみなされた規定について、規定の削除を行うものであります。</p> <p>条文の削除に伴い、条数の繰り上げを行うものであります(以下、現行定款第39条まで同じ。)。また、「決済合理化法」の規定に基づき、施行日をもって廃止されたものとみなされた規定について、規定の削除を行うものであります。</p> <p>「株券保管振替法」の廃止に伴う変更であります。</p>

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案1	変更の理由
<p>(単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規定) 第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第13条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金) 第13条の2 (条文省略)</p> <p>(残余財産の分配) 第13条の3 (条文省略)</p> <p>(議決権) 第13条の4 (条文省略)</p> <p>(取得条項) 第13条の5 (条文省略)</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第13条の6 (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し) 第10条 (現行定款どおり)</p> <p>(株式取扱規定) 第11条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当銀行の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金) 第12条の2 (現行定款どおり)</p> <p>(残余財産の分配) 第12条の3 (現行定款どおり)</p> <p>(議決権) 第12条の4 (現行定款どおり)</p> <p>(取得条項) 第12条の5 (現行定款どおり)</p> <p>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等) 第12条の6 (現行定款どおり)</p>	<p>「株券保管振替法」の廃止及び「決済合理化法」の施行に基づき、株主の権利行使に際しての<u>手続き等</u>を明確化するものです。</p> <p>「株券保管振替法」の廃止及び「決済合理化法」の施行に基づき、<u>所要の変更</u>を行うものがあります</p>

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案1	変更の理由
<p>(除斥期間) 第13条の7 当銀行定款第39条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 (条文省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長) 第16条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 (条文省略)</p> <p>(決議の方法) 第18条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章の2 種類株主総会</p> <p>(種類株主総会への準用) 第19条の2 第16条、第17条および第19条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p>2. 第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(種類株主総会の決議方法) 第19条の3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第20条 (条文省略)</p>	<p>(除斥期間) 第12条の7 当銀行定款第38条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 (現行定款どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 (現行定款どおり)</p> <p>(招集権者及び議長) 第15条 (現行定款どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 (現行定款どおり)</p> <p>(決議の方法) 第17条 (現行定款どおり)</p> <p>(議決権の代理行使) 第18条 (現行定款どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章の2 種類株主総会</p> <p>(種類株主総会への準用) 第18条の2 第15条、第16条および第18条の規定は種類株主総会に準用する。</p> <p>2. 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>(種類株主総会の決議方法) 第18条の3 (現行定款どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 (現行定款どおり)</p>	<p>条数の変更にあわせて、準用条数を変更するものであります。</p> <p>条数の変更にあわせて、準用条数を変更するものであります。</p>

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(下線は変更部分)

現行定款	定款変更案1	変更の理由
(選任方法) 第 <u>21</u> 条 (条文省略)	(選任方法) 第 <u>20</u> 条 (現行定款どおり)	
(任期) 第 <u>22</u> 条 (条文省略)	(任期) 第 <u>21</u> 条 (現行定款どおり)	
(代表取締役及び役付取締役) 第 <u>23</u> 条 (条文省略)	(代表取締役及び役付取締役) 第 <u>22</u> 条 (現行定款どおり)	
(報酬等) 第 <u>24</u> 条 (条文省略)	(報酬等) 第 <u>23</u> 条 (現行定款どおり)	
(取締役会の招集) 第 <u>25</u> 条 (条文省略)	(取締役会の招集) 第 <u>24</u> 条 (現行定款どおり)	
(業務執行の決定) 第 <u>26</u> 条 (条文省略)	(業務執行の決定) 第 <u>25</u> 条 (現行定款どおり)	
(取締役会の決議の省略) 第 <u>27</u> 条 (条文省略)	(取締役会の決議の省略) 第 <u>26</u> 条 (現行定款どおり)	
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会	
(員数) 第 <u>28</u> 条 (条文省略)	(員数) 第 <u>27</u> 条 (現行定款どおり)	
(選任方法) 第 <u>29</u> 条 (条文省略)	(選任方法) 第 <u>28</u> 条 (現行定款どおり)	
(任期) 第 <u>30</u> 条 (条文省略)	(任期) 第 <u>29</u> 条 (現行定款どおり)	
(常勤の監査役) 第 <u>31</u> 条 (条文省略)	(常勤の監査役) 第 <u>30</u> 条 (現行定款どおり)	
(報酬等) 第 <u>32</u> 条 (条文省略)	(報酬等) 第 <u>31</u> 条 (現行定款どおり)	
(監査役会の招集) 第 <u>33</u> 条 (条文省略)	(監査役会の招集) 第 <u>32</u> 条 (現行定款どおり)	
(監査役会の権限) 第 <u>34</u> 条 (条文省略)	(監査役会の権限) 第 <u>33</u> 条 (現行定款どおり)	
(社外監査役に対する責任限定契約) 第 <u>35</u> 条 (条文省略)	(社外監査役に対する責任限定契約) 第 <u>34</u> 条 (現行定款どおり)	

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案 1	変 更 の 理 由
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算	
(事業年度) 第 36 条 (条文省略)	(事業年度) 第 35 条 (現行定款どおり)	
(期末配当の基準日) 第 37 条 (条文省略)	(期末配当の基準日) 第 36 条 (現行定款どおり)	
(中間配当) 第 38 条 (条文省略)	(中間配当) 第 37 条 (現行定款どおり)	
(配当金の除斥期間) 第 39 条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第 38 条 (現行定款どおり)	
(新設)	附 則	
(新設)	<u>第 1 条 当銀行の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u>	「決 済 合 理 化 法」の施行に基づき、株券喪失登録簿に関する事務について、所要の変更を行うものであります。
(新設)	<u>第 2 条 前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u>	

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【定款変更案2】

(下線は変更部分)

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2	変更の理由						
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は70,000,000株とし、<u>普通株式および優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、64,000,000株および6,000,000株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金) 第12条の2 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、<u>優先株式1株につき年196円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成20年3月31日を基準日とする優先配当金については優先株式1株につき2円14銭とする。)を行う。</u></p> <p>2. ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は70,000,000株とする。</p> <p><u>2. 当銀行の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">56,500,000株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">6,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第二種優先株式</td> <td style="text-align: right;">7,500,000株</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金) 第12条の2 当銀行は、<u>第36条に定める期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。</u></p> <p><u>第一種優先株式1株につき196円</u> <u>第二種優先株式1株につき204円</u> <u>(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、これを支払わないものとし、平成22年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき204.5円とする。)</u></p> <p>2. ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累</p>	普通株式	56,500,000株	第一種優先株式	6,000,000株	第二種優先株式	7,500,000株	<p>新たな株式の種類として第二種優先株式を追加し、発行可能種類株式総数を規定するものであります。</p> <p>各優先株式の優先株式にかかる優先配当が行なわれる場合を明確化するとともに、新しく追加する第二種優先株式の優先配当金に関する定めを追加するものであります。</p>
普通株式	56,500,000株							
第一種優先株式	6,000,000株							
第二種優先株式	7,500,000株							

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(下線は変更部分)

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2	変更の理由
<p>積しない。</p> <p>3. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、<u>優先株式1株につき5,000円を支払う。</u></p> <p>2. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第12条の4 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受けの旨の決議がある時までは議決権を有する。</p> <p>(取得条項)</p> <p>第12条の5 当銀行は、平成25年4</p>	<p>積しない。</p> <p>3. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める額を金銭により支払う。</u></p> <p><u>第一種優先株式1株につき5,000円</u></p> <p><u>第二種優先株式1株につき4,000円</u></p> <p>2. 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第12条の4 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受けの旨の議案が定時株主総会<u>(ただし、第二種優先株式については、平成22年3月31日をその議決権の基準日とする定時株主総会以降に開催されるものに限る。)</u>に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受けの旨の決議がある時までは議決権を有する。</p> <p>(取得条項)</p> <p>第12条の5 当銀行は、平成25年4</p>	<p>新しく追加する第二種優先株式の残余財産の分配に関する定めを追加するものであります。</p> <p>第二種優先株式の議決権に関する定めを追加するものであります。</p> <p>第二種優先株式の取得条項に関</p>

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(下線は変更部分)

定款変更案1による変更後の定款	定 款 変 更 案 2	変更の理由
<p>月1日以降の日で、優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「取得日」という。）をもって、優先株式1株につき5,000円に、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(除斥期間) 第12条の7 (条文省略)</p>	<p>月1日以降の日で、<u>第一種優先株式</u>の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「<u>第一種優先株式取得日</u>」という。）をもって、<u>第一種優先株式</u>1株につき5,000円に、<u>第一種優先株式</u>の優先配当金の額を<u>第一種優先株式取得日</u>の属する事業年度の初日（同日含む。）から<u>第一種優先株式取得日</u>の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、<u>第一種優先株式</u>の全部又は一部を取得することができる。</p> <p><u>2. 当銀行は、平成26年4月1日以降の日で、第二種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「第二種優先株式取得日」という。）をもって、第二種優先株式1株につき4,000円に、第二種優先株式の優先配当金の額を第二種優先株式取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から第二種優先株式取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p><u>3. 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</u></p> <p>(優先順位) <u>第12条の7 各種の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p>(除斥期間) 第12条の8 (定款変更案1による変更後の定款どおり)</p>	<p>する定めを追加するものであります。</p> <p>第一種優先株式及び第二種優先株式間の優先順位に関する規定を新設するものであります。</p> <p>条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。</p>

本報道発表文は、当行の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集及び定款の一部変更に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。